

お客さま各位



電気需給約款（関西電力エリア版）、e-でんき for 日産関西電気料金メニュー約款の変更について

2023年4月1日付で以下の通り、電気需給約款（関西電力エリア版）およびe-でんき for 日産関西電気料金メニュー約款の変更を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

電気需給約款（関西電力エリア版）新旧対照表

	変更前	変更後
電気需給約款（関西電力エリア版）	<p>第3条 電気需給約款の変更</p> <p>1. 託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、本小売電気事業者の定める取次ぎ供給条件もしくは取次ぎ契約条件が改定された場合、その他当社が必要とした場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を書面、インターネットの利用その他の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。</p>	<p>第3条 電気需給約款の変更</p> <p>1. 託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、本小売電気事業者の定める取次ぎ供給条件もしくは取次ぎ契約条件が改定された場合、<u>みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、電気料金および燃料費調整に係る係数等が変更された場合</u>、その他当社が必要とした場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用する電磁的方法等の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに</p>

対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。

第 10 条 電気料金メニュー

1. 標準プラン A (4) 電気料金

(a) 料金

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	341 円 02 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 32 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 80 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	29 円 29 銭

2. 標準プラン B (4) 電気料金

(a) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	396 円 00 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 92 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 21 銭
上記超過 1 キロワット時につき	24 円 21 銭

第 10 条 電気料金メニュー

1. 標準プラン A (4) 電気料金

(a) 基本料金

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	<u>433 円 41 銭</u>
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>20 円 31 銭</u>
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>25 円 71 銭</u>
	上記超過 1 キロワット時につき	<u>28 円 70 銭</u>

2. 標準プラン B (4) 電気料金

(a) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	<u>416 円 94 銭</u>
---------------------	-------------------

(b) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>17 円 91 銭</u>
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>21 円 12 銭</u>
上記超過 1 キロワット時につき	<u>23 円 63 銭</u>

第13条 料金の算定および算定期間

1. 料金は、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。ただし、前条（使用電力量の計量および検針）第3項第(3)号の場合であつて、同号にもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかつた場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。
 - (1)お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合
 - (2)契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があつた場合
 - (3)検針期間の日数が、前月の検針日が属する月の暦日数よりも6日以上多かつた場合、または6日以上少なかつた場合
 - (4)その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合
2. 前項にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。
 - (1)お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合
 - (2)契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したこと

第13条 料金の算定および算定期間

1. 料金は、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。ただし、前条（使用電力量の計量および検針）第3項第(3)号の場合であつて、同号にもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかつた場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。
 - (1)お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合
- 削除
- (2) 検針期間の日数が、前月の検針日が属する月の暦日数よりも6日以上多かつた場合、または6日以上少なかつた場合
 - (3) その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合
2. 前項にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。
 - (1)お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合
- 削除

により、料金に変更があった場合
(3)その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合

第27条 お客様の申し出による解約

1. 前条（契約期間）にかかわらず、お客さまは、当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに書面にて通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。
2. 本契約は、次条（契約の解除および期限の利益の喪失）第1項にもとづく本契約の解除の場合および以下の各号の場合を除き、解約通知に記載等された解約希望日または電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に通知がされた解約期日に終了します。
 - (1)当社がお客さまの解約通知を解約希望日または退去等でお客さまが電気の使用を中止した日の翌日以降に受け取ったときは、当社が解約通知を受け取った日に本契約が終了するものとします。

第28条 契約の解除および期限の利益の喪失

(2) その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合

第27条 お客様の申し出による解約

1. 前条（契約期間）にかかわらず、お客さまは、当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに当社が適切と考える方法にて通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。
2. 本契約は、次条（契約の解除および期限の利益の喪失）第1項にもとづく本契約の解除の場合および以下の各号の場合を除き、解約通知に記載等された解約希望日または電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に通知がされた解約期日に終了します。
 - (1)当社がお客さまの解約通知を解約希望日または退去等でお客さまが電気の使用を中止した日の翌日以降に受け取ったときは、お客さまと当社との協議によって 定めた日に本契約を終了するものとします。

第28条 契約の解除および期限の利益の喪失 (追記)

4. お客さまが第27条（お客様の申し出による解約）第1項による通知をされない でその需要場所から 転移し、 電気を使用 されていないことが 明らかな場合には、

<p>第 30 条 契約の変更</p> <p>2. 前項にかかわらず、お客さまが契約電流、契約容量、契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の 30 日前までに当社にその旨を書面、電話にて通知し、当社の書面での了承をいただきます。ただし、本契約締結日以降、新たに契約電流、契約容量、契約電力を設定した日または契約電流、契約容量、契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内には当社の事前の同意をえない限り、契約電流、契約容量、契約電力を減少できません。</p> <p>4. 契約電流、契約容量、契約電力の変更は、1 月単位で実施します。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。</p>	<p><u>需給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約は終了するものいたします。</u></p> <p>第 30 条 契約の変更</p> <p>2. 前項にかかわらず、お客さまが契約電流、契約容量、契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の 30 日前までに当社にその旨を<u>当社が適切と考える方法</u>にて通知し、<u>当社が適切と考える方法</u>での了承をいただきます。ただし、本契約締結日以降、新たに契約電流、契約容量、契約電力を設定した日または契約電流、契約容量、契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内には当社の事前の同意をえない限り、契約電流、契約容量、契約電力を減少できません。</p> <p>4. 契約電流、契約容量、契約電力の変更は、<u>原則として申込をされた日若しくは設備が変更された日以降の検針日から適用します</u>。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。</p>
--	---

【変更後の電気需給約款の掲載先】

URL : <https://www.enexls.ne.jp/kiyaku/>

e-でんき for 日産関西電気料金メニュー約款新旧対照表

変更前			変更後		
第4条 契約種別			第4条 契約種別		
1. e-でんき for 日産関西基本 A (4) 電気料金 (a) 料金			1. e-でんき for 日産関西基本 A (4) 電気料金 (a) 料金		
最低 料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 一律	341 円 01 銭	最低 料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 一律	<u>433 円 41 銭</u>
2. e-でんき for 日産関西セット A (4) 電気料金 (a) 料金			2. e-でんき for 日産関西セット A (4) 電気料金 (a) 料金		
最低 料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 一律	341 円 01 銭	最低 料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 一律	<u>433 円 41 銭</u>
3. e-でんき for 日産関西 EV (4) 電気料金 (a) 料金			3. e-でんき for 日産関西 EV (4) 電気料金 (a) 料金		
昼間 時間	1 キロワット時につき	25 円 47 銭	昼間 時間	1 キロワット時につき	<u>25 円 64 銭</u>
夜間 時間	1 キロワット時につき	18 円 34 銭	夜間 時間	1 キロワット時につき	<u>18 円 51 銭</u>
4. e-でんき for 日産関西基本 B (4) 電気料金 (a) 基本料金			4. e-でんき for 日産関西基本 B (4) 電気料金 (a) 基本料金		
契約容量 1 キロボル トアンペアにつき		396 円 00 銭	契約容量 1 キロボル トアンペアにつき		<u>416 円 94 銭</u>
5. e-でんき for 日産関西セット B (4) 電気料金 (a) 基本料金			5. e-でんき for 日産関西セット B (4) 電気料金 (a) 基本料金		
契約容量 1 キロボル トアンペアにつき		396 円 00 銭	契約容量 1 キロボル トアンペアにつき		<u>416 円 94 銭</u>
6. e-でんき for 日産関西低圧電力 (4) 電気料金 (a) 基本料金			6. e-でんき for 日産関西低圧電力 (4) 電気料金 (a) 基本料金		
契約電力 1 キロワットに つき		991 円 75 銭	契約電力 1 キロワットに つき		<u>1,012 円 77 銭</u>

【変更後の e-でんき for 日産関西電気料金メニュー約款の掲載先】

URL : <https://www.enxls.ne.jp/kiyaku/>

以上

お客さま各位



電気需給約款（関西電力エリア版）、e-でんき for 日産関西エリア（e-でんき for 日産関西 再エネプラン）電気料金メニュー約款の変更について

2023年4月1日付で以下の通り、電気需給約款（関西電力エリア版）およびe-でんき for 日産関西エリア（e-でんき for 日産関西再エネプラン）電気料金メニュー約款の変更を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

電気需給約款（関西電力エリア版）新旧対照表

	変更前	変更後
電気需給約款（関西電力エリア版）	<p>第2条 用語の定義</p> <p>15. 需要場所</p> <p>(1) 当社が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい、当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所として取り扱い、これによりがたい場合には、次号および第(3)号によります。なお、この場合において、1構内をなすものとは、柵塀その他の客観的なしや断物によって明確に区画され、公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。</p> <p>(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、次号によります。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所とします。</p>	<p>第2条 用語の定義</p> <p>15. 需要場所</p> <p>本小売電気事業者が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい、その内容は託送供給等約款の定めによります。</p>

<p>(3) 構内または建物の特殊な場合には、以下によります。</p> <p>(a) 居住用の建物の場合</p> <p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、以下のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所とします。</p> <p>イ 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。</p> <p>ロ 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>ハ 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。</p> <p>(b) 居住用以外の建物の場合</p> <p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所とします。</p> <p>(c) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合</p> <p>1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(b)に準ずるものとします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(a)に準ずるものとします。</p> <p>(d) その他</p> <p>構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とします。</p> <p>(4) 需要場所についての特別措置</p> <p>(a) 適用</p> <p>特例設備（(b)で定めるところによります。）が施設された区域または部分のお客さまか</p>	
--	--

ら、この特別措置の適用の申し出がある場合は、当社および一般送配電事業者との協議の結果、前(3)号の定めによらず、託送供給等約款の規定にもとづき、特別に需要場所を定めることがあります。

(b) 特例設備は、以下のものをいいます。

イ 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。

ロ 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。

第3条 電気需給約款の変更

1. 託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を書面、インターネットの利用その他の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。

第3条 電気需給約款の変更

1. 託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、電気料金および燃料費調整に係る係数等が変更された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用する電磁的方法等の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変

<p>5. 本契約が本約款および需給契約の定めに従い変更された場合、契約変更の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約更新前および変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。当該契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。</p> <p>(1) 供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と考える方法により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更事項のみを説明し、記載します。</p> <p>(2) 供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と考える方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更事項並びに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>6. お客さまには、託送供給等約款等に需要者としての義務および遵守事項につき定めがあるときは、これらを遵守いただくものとします。</p> <p>第7条 本契約の成立</p> <p>本契約は、当社が、お客さまからの前条（本契約の申込み）第1項の申込みを承諾したときに、本契約の定めに従い、当社とお客さまとの間に成立します。</p>	<p>更後の供給条件を記載した書面を交付します。</p> <p>削除</p> <p>5. お客さまには、託送供給等約款に定める「需要者」としての義務および遵守事項につき定めがあるときは、これらを遵守いただくものとします。</p> <p>6. <u>一般送配電事業者から給電指令が発せられたときには、お客さまにはこれに従っていただきます。</u></p> <p>第7条 本契約の成立</p> <p>本契約は、当社が、お客さまからの前条（本契約の申込み）第1項の申込みを承諾したときに、<u>お客さまへの電気の供給を行うために必要な接続供給契約の締結について、一般送配電事業者からの承諾がえられることを停止条件として、</u>本契約の定めに従い、当社とお客さまとの間に成立します。</p>
---	--

第 10 条 電気料金メニュー

1. 標準プラン A (4) 電気料金

(a) 料金

最低 料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	341 円 02 銭
----------	-----------------------------	------------

2. 標準プラン B (4) 電気料金

(a) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペ アにつき	396 円 00 銭
-------------------------	------------

(b) 電力量料金

最初の 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	17 円 92 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワ ット時につき	21 円 21 銭
上記超過 1 キロワット時につ き	24 円 21 銭

第 13 条 料金の算定および算定期間

1. 料金は、以下の場合を除き、「1 月」を単位として算定し、「1 月」とは、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。ただし、前条（使用電力量の計量および検針）第 3 項第(3)号の場合であって、同号にもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかった場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。

- (1) お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合
- (2) 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

第 10 条 電気料金メニュー

1. 標準プラン A (4) 電気料金

(a) 料金

最低 料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	433 円 41 銭
----------	-----------------------------	---------------

2. 標準プラン B (4) 電気料金

(a) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペ アにつき	416 円 94 銭
-------------------------	------------

(b) 電力量料金

最初の 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	17 円 91 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワ ット時につき	21 円 12 銭
上記超過 1 キロワット時につ き	23 円 63 銭

第 13 条 料金の算定および算定期間

1. 料金は、以下の場合を除き、「1 月」を単位として算定し、「1 月」とは、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。ただし、前条（使用電力量の計量および検針）第 3 項第(3)号の場合であって、同号にもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかった場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。

- (1) お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合

削除

<p>(3) 検針期間の日数が、前月の検針日が属する月の暦日数よりも6日以上多かった場合、または6日以上少なかった場合</p> <p>(4) その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合</p> <p>2. 前項にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。</p> <p>(1) お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合</p> <p>(2) 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>(3) その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合</p>	<p>(2) 検針期間の日数が、前月の検針日が属する月の暦日数よりも6日以上多かった場合、または6日以上少なかった場合</p> <p>(3) その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合</p> <p>2. 前項にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。</p> <p>(1) お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合</p> <p><u>削除</u></p> <p>(2) その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合</p>
<p>第15条 請求方法、支払期日および料金の支払い方法</p> <p>1. 電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり165円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。</p> <p>2. 支払期日は、検針日の属する月の翌月末日と</p>	<p>第15条 請求方法、支払期日および料金の支払い方法</p> <p>1. 電気料金その他お客さまにご請求する金額（以下「料金等」といいます）の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり165円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。</p> <p>2. 支払期日は、検針日の属する月の翌月末日</p>

<p>します。ただし、当該日が営業日ではない場合、当該日の翌日以降の最初の営業日を支払期日とします。</p> <p>3. 電気料金については毎月、当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法により支払っていただきます。</p> <p>4. 電気料金は、電気料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとしします。</p>	<p>とします。ただし、当該日が営業日ではない場合、当該日の翌日以降の最初の営業日を支払期日とします。</p> <p>3. 料金等については毎月、当社の指定する以下の方法により支払っていただきます。</p> <p><u>(1) クレジット引き落とし</u> <u>当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。</u></p> <p><u>(2) 口座振替</u> <u>当社が料金等の債権の譲受会社（以下「譲受人」といいます。）の指定する口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法をいいます。</u></p> <p><u>(3) 口座振替（決済代行）</u> <u>当社の指定する決済代行会社との契約にもとづき、お客さまの指定する口座から毎月継続して料金等を振り替える方法をいいます。</u></p> <p>4. 料金等は、前項に指定する方法にて支払いがあった場合に、当社に対する支払いがなされたものとしします。</p> <p><u>(1) 前項第(1)号クレジット引き落としによる場合、料金等がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</u></p> <p><u>(2) 前項第(2)号口座振替による場合、料金等がその譲受人より当社が指定した金融機関に払い込まれるとき。ただし、電気需給期間中に発生したお客さまの料金等の債権を譲受人に対して包括的に譲渡するものとし、お客さまは当該料金等債権（以下「譲渡対象債権」といいます。）の譲渡について、予め異議を留めず承諾するものとしします。</u></p>
---	---

第 26 条 契約期間

契約期間は、以下によります。

第 27 条 お客さまの申し出による解約

1. 前条（契約期間）にかかわらず、お客さまは、当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに書面にて通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。
2. 本契約は、次条（契約の解除および期限の利益の喪失）第 1 項にもとづく本契約の解除の場合および以下の各号の場合を除き、解約通知に記載等された解約希望日または電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者へ通知がされた解約期日に終了します。
 - (1) 当社がお客さまの解約通知を解約希望日または退去等でお客さまが電気の使用を中止した日の翌日以降に受け取ったときは、当社が解約通知を受け取った日に本契約が終了するものとします。

第 26 条 契約期間

契約期間は、以下によります。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適当と考える方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

第 27 条 お客さまの申し出による解約

1. 前条（契約期間）にかかわらず、お客さまは、当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに当社が適切と考える方法にて通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者へ通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。
2. 本契約は、次条（契約の解除および期限の利益の喪失）第 1 項にもとづく本契約の解除の場合および以下の各号の場合を除き、解約通知に記載等された解約希望日または電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者へ通知がされた解約期日に終了します。
 - (1) 当社がお客さまの解約通知を解約希望日または退去等でお客さまが電気の使用を中止した日の翌日以降に受け取ったときは、お客さまと当社との協議によって定めた日に本契約を終了するものとします。

第 28 条 契約の解除および期限の利益の喪失

第 29 条 契約の変更

2. 前項にかかわらず、お客さまが契約電流、契約容量、契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の 30 日前までに当社にその旨を書面、電話にて通知し、当社の書面での了承をいただきます。ただし、本契約締結日以降、新たに契約電流、契約容量、契約電力を設定した日または契約電流、契約容量、契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内には当社の事前の同意をえない限り、契約電流、契約容量、契約電力を減少できません。
4. 契約電流、契約容量、契約電力の変更は、1 月単位で実施します。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。

第 28 条 契約の解除および期限の利益の喪失
(追記)

1. (9) 譲渡対象債権が譲受人に譲渡された場合において、お客さまが譲受人に対して譲渡対象債権を譲受人が定める支払期日に支払わず、さらに 20 日間経過してなお支払わないとき。
(10) 譲受人が当社に対して譲渡対象債権の譲受を拒んだとき。
(11) 当社が譲渡対象債権に関する譲受人が定める利用規約等に基づき譲受人から通知を受けたとき
4. お客さまが第 27 条（お客さまの申し出による解約）第 1 項による通知をされないでその需要場所から転移し、電気を使用されていないことが明らかな場合には、需給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約は終了するものといたします。

第 29 条 契約の変更

2. 前項にかかわらず、お客さまが契約電流、契約容量、契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の 30 日前までに当社にその旨を当社が適切と考える方法にて通知し、当社が適切と考える方法での了承をいただきます。ただし、本契約締結日以降、新たに契約電流、契約容量、契約電力を設定した日または契約電流、契約容量、契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内には当社の事前の同意をえない限り、契約電流、契約容量、契約電力を減少できません。
4. 契約電流、契約容量、契約電力の変更は、原則として申込をされた日若しくは設備が変更された日以降の検針日から適用します。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。

【変更後の電気需給約款の掲載先】

URL : <https://www.enxls.ne.jp/kiyaku/>

e-でんき for 日産関西エリア (e-でんき for 日産関西 再エネプラン) 電気料金メニュー約款新旧対照表

		変更前	変更後			
e-でんき for 日産関西エリア (e-でんき for 日産関西 再エネプラン) 電気料金メニュー約款	第4条 契約種別		第4条 契約種別			
	1. e-でんき for 日産関西 再エネ A		1. e-でんき for 日産関西 再エネ A			
	(4) 電気料金 (a) 料金		(4) 電気料金 (a) 料金			
	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 一律	363 円 51 銭	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 一律	<u>462 円 01 銭</u>
	2. e-でんき for 日産関西 再エネ B		2. e-でんき for 日産関西 再エネ B			
	(4) 基本料金 (a) 基本料金		(4) 基本料金 (a) 基本料金			
	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき		396 円 00 銭	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき		<u>416 円 94 銭</u>
	2. e-でんき for 日産関西 再エネ低圧電力		2. e-でんき for 日産関西 再エネ低圧電力			
	(4) 基本料金 (a) 基本料金		(4) 基本料金 (a) 基本料金			
	契約電力 1 キロワットにつき		991 円 75 銭	契約電力 1 キロワットにつき		<u>1,012 円 77 銭</u>
第5条 料金の支払い方法等		第5条 料金の支払い方法等				
1. 本約款第 15 条第 3 項の定めにかかわらず、電気料金その他お客さまにご請求する金額 (以下「料金等」といいます。) については毎月、当社が指定する以下のいずれかの方法により支払っていただきます。		(削除)				
(1) 口座振替						
(a) お客さまの指定する口座から当社の収納代行会社の指定する口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法をいいます。						
(b) お客さまの指定する口座から当社から料金等の債権の譲受会社 (以下「譲受人」といいます。) の指定する口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法をいいます。						
(2) クレジット引き落とし						
(a) 当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法により当						

<p>社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。</p> <p>2. 本約款第 15 条第 4 項の定めに拘わらず、お客さまが料金等を前項第(1)号または前項第(2)号により支払われる場合は、以下のときに当社に対する支払いがなされたものとします。</p> <p>(1) 前項第(1)号により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>(2) 前項第(2)号により支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>3. 当社は、本条第 1 項(1)口座振替(b)による場合、需給契約期間中に発生したお客さまの料金等の債権を譲受人に対して包括的に譲渡するものとし、お客さまは当該料金等債権（以下「譲渡対象債権」といいます。）の譲渡について、予め異議を留めず承諾するものとしします。</p> <p>4. 本約款第 28 条（契約の解除および期限の利益の喪失）第 1 項に次の各号を追加します。</p> <p>(1) 譲渡対象債権が譲受人に譲渡された場合において、お客さまが譲受人に対して譲渡対象債権を譲受人が定める支払期日に支払わず、さらに 20 日間経過してなお支払わない場合</p> <p>(2) 譲受人が当社に対して譲渡対象債権の譲受を拒んだ場合</p> <p>(3) 当社が譲渡対象債権に関する譲受人が定める利用規約第 6 条に基づき譲受人から通知を受けた場合</p>	
---	--

【変更後の e-でんき for 日産関西エリア (e-でんき for 日産関西 再エネプラン) 電気料金メニュー約款の掲載先】

URL : <https://www.enxls.ne.jp/kiyaku/>

以上